

厚生労働省  
非課税

## 契 約 書

「救急医療の提供体制等に関する実態調査」委託事業（以下「委託事業」という。）を実施するため、委託者支出負担行為担当官 厚生労働省保険局長 水田 邦雄を甲とし、受託者 みずほ情報総研株式会社 代表取締役社長 小原之夫を乙として、次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、別紙「救急医療の提供体制等に関する実態調査の委託要領」及び「事業計画書」に基づき、委託事業を行うものとする。

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は、委託事業を実施するにあたっては、様式(1)による事業計画書を作成し、甲の承認を受けるものとする。

2 止むを得ない事情により、事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときも、前項と同様とする。

3 乙は、甲より受託した委託事業の全部を一括して再委託してはならない。

ただし、乙は、甲より受託した事業の履行を確保するため受託事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ、事業計画書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額についても記載しなければならない。

第4条 乙は、前条の規定により、甲の承認を受けた事業計画に従い、委託事業を実施するものとする。

第5条 甲は、金83,031,270円（うち消費税額及び地方消費税額3,953,870円）の範囲内でこの委託事業の実施に要した経費（以下「委託費」という。）を乙に支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並び

に地方税法第72条の77及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

- 3 甲は原則として支払うべき額を確定した後、乙が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、乙が概算払による支払を要望する場合は、甲は乙の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

- 第6条 乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

- 第7条 乙は、この契約に基づく委託事業によって得た成果を甲の承認を受けないうで、これを公表してはならないものとする。

- 第8条 乙は、委託事業を実施するため、委託費により取得した物品は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 乙は、委託費により取得した物品であって甲の指定するものについては、委託事業終了後甲の指示に従うものとする。

- 第9条 乙は、委託事業を実施するために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めたものを甲に提出するとともに、その定めに従い、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

- 2 乙は、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託事業の目的の範囲内で行うものとする。

- 3 乙は、個人情報が記録された資料等を甲の承諾無しに第三者（第3条第3項に規定する再委託の相手先を含む。）に提供してはならない。第三者に提供す

る場合には、契約書において、第三者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うことを明記するものとする。

4 乙は、個人情報記録された資料等を、甲の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上甲の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

5 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはそれに従うものとする。

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、委託費の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約の解除を行った場合には、第5条第3項の規定により支払った額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第11条 乙は、この委託費を他の経費と区別して経理するとともに、委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、その証拠書類を委託事業終了後5ヶ年間これを整理保管するものとする。

第12条 乙は、委託事業の終了した日から起算して1ヶ月を経過した日（第10条第1項の規定により委託契約の解除を行った場合には、当該解除を行った日から起算して1ヶ月を経過した日）又は平成20年4月10日のいずれか早い日までに様式(2)による事業実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第13条 この委託事業の委託期間は、契約を締結した日から平成20年3月31日までとする。（ただし、乙が平成19年6月28日からこの契約締結までの間の実施した事業で甲の認める事業については、この契約により実施したものとみなすものとする。）

第14条 乙は、この委託事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行に重大な支障を来し、もしくは来すおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

第15条 この契約に規定がない事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成20年 1月 7日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2

支出負担行為担当官

厚生労働省保険局長 水田 邦



乙 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地

みずほ情報総研 株式会社

代表取締役社長 [Redacted] 原 之 夫

